

但馬テニス協会規約

第一章 名称

第1条 本会は但馬テニス協会と称する。

第二章 事務局

第2条 本会は事務局を但馬地区内に置く。

第三章 目的

第3条 本会は但馬にスポーツの振興を図り、広く子供から一般社会人まで、相互の親睦と健康増進に寄与することを目的とする。

第四章 事業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) テニス技術の普及および宣伝（テニス教室等）
- (2) 大会・クラブ対抗戦等の開催
- (3) 会報その他テニスに関する資料、図書の刊行
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

第五章 組織

第5条 本会は主に但馬に存する加盟団体で組織する。

第六章 役員

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長若干名 会長を補佐し、会長事故のときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長1名 理事会の決議に基づき会務を処理する。
- (4) 理事若干名 理事会を組織して本会の会務を執行する。
- (5) 副理事若干名 理事を補佐し、会務の執行に当たる。
- (6) 会計1名 一般会計を総括する。

第7条 加盟団体は団体ごとに各1名ずつの理事・副理事を選出する。

第8条 会長・副会長・理事長・会計は理事会において選出する。

第9条 役員任期は一カ年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員が生じた時、第7条、第8条に準じて補充する。前項の規定により、就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

役員任期終了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

第七章 顧問および参与

第10条 本会には顧問および参与を置くことができる。顧問および参与は理事会の決議を経て会長が委嘱する。顧問および参与は会長または理事長の諮問に応ずる。

第八章 会議

第11条 理事会は本規約に定める事項のほか、本会の業務に関する重要な事項で会長の付議した事項を協議する。

理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。理事が理事会に出席できないときは、副理事が代理出席し、議決権を行使することができる。理事会の議事は出席者の過半数をもって議決とする。

第九章 資産および会計

第12条 本会の資産は次の各号により構成される。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

本会の経費は資産をもって支弁する。

第13条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第十章 その他

第14条 本規約に必要な細則は理事会において別に定めることができる。

付記 昭和54年4月1日から実施する。

平成元年3月9日 規約一部改正（名称、第6条第5項）

平成16年5月23日 規約一部改正（第6条第5項）

平成18年2月4日 規約一部改正（第13条）